

坂井市放置自転車等の放置の防止に関する条例（案） 概要版

項 目		内 容
1	目的(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場所等における自転車等の放置防止 ・ 市民の良好な生活環境の確保
2	関係者の役割	
	市(第3条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放置防止に有効かつ適切な施策の実施 (2) 県や道路管理者、警察等と協議し、協力の要請
	市民(第4条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放置防止に関する意識高揚 (2) 市の実施する施策に協力
	利用者等(第5条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放置防止に努め、市の実施する施策に協力 (2) 自転車等について防犯登録を実施 (3) 自転車等に施錠
	小売業者(第6条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 販売に当たり、防犯登録を受け、自転車等に施錠することを勧奨 (2) 市の実施する施策に協力
	鉄道事業者等(第7条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車等駐車場の設置に努力 (2) 市の実施する施策に協力
3	放置に対する措置(第8条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車等を放置する利用者等に、自転車等駐車場に移動を指導 (2) 放置されていた場合、保管場所に撤去
4	自転車等駐車場の放置に対する措置(第9条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長期間(目安1月)放置されている場合は、警告書を取り付け (2) 警告後、14日間放置された場合は保管場所に撤去
5	保管した自転車等の措置(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 速やかに公示 (2) 利用者等を調査し、判明した自転車等を引き取るよう通知
6	廃棄処分等(第11条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次の場合に廃棄物としてみなし、廃棄処分が可能 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者等への通知後、1月を経過 イ 放置の状況や調査の結果、投棄の意思が明らか ウ 機能の全部又は一部を喪失 (2) 公示から6月を経過した場合、所有権は市に帰属
7	免責(第12条)	市が自転車等を撤去し、保管により生じた損害は免責
8	委任(第13条)	条例施行に必要な事項は、規則で規定